

6 障第 1827 号
令和 6 年 9 月 12 日

関係事業所 各位

岡崎市長 中根 康浩

訓練等給付サービスにおける暫定支給決定の取扱いについて（通知）

平素は本市の福祉行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年 6 月22日事務連絡で通知した訓練等給付サービスにおける暫定支給決定の取扱いについて、本人と事業所の負担軽減のため、下記のとおり見直しすることとしましたので適切な対応をお願いいたします。

記

1 暫定支給決定の対象となるサービス（以下、「対象サービス」という。）

- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型

2 暫定支給決定の支給方法

上記 1 対象サービスの新規申請に係る支給決定にあたっては、5 の例外的な取扱いの場合を除き、①当初から暫定支給決定期間（最大 2 か月間）と本支給決定期間を含む通常の有効期間の支給決定を行う。②当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断を行うため、当該事業所は暫定支給決定期間中（最大 2 か月以内）にアセスメントを行い、暫定支給決定期間満了日の2 週間前までに市と指定計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に、暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書等の提出を行う。

3 留意点

- ・ 市は暫定支給決定期間については、2 か月以内の範囲で個別のケースに応じて設定する。

- ・市は支給決定通知及び、障がい福祉サービス受給者証の「訓練等給付費の支給決定内容」面（四面）の予備欄に、「支給決定期間のうち令和○年○月○日から令和○年○月○日までは暫定支給決定期間とする」旨を記載する。
- ・市と当該事業所はアセスメント等の結果、改善効果が見込まれないと判断される場合、暫定支給決定期間内に支給決定を取り消すことがある旨を、あらかじめ支給決定障がい者（必要に応じて家族及び関係者を含む。）に十分説明を行う。
- ・指定特定相談支援事業者は本支給決定期間移行時、サービス等利用計画案の提出は不要である。

4 取扱適用開始

サービス支給開始日が令和6年10月1日以降に係る新規申請分より適用開始（新規申請日が令和6年10月1日以前であっても、サービス支給開始日が10月1日以降の場合は本通知による取扱いの対象となる。）

※なお、令和6年10月1日から令和6年12月31日までは切り替え期間として、本取り扱い以前の方法による取り扱いも認めるものとする。

5 例外的な取扱い

以下の事例に該当する場合及び市が認める場合は、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントがすでに行われていると判断し、暫定支給決定を要しない。

ただし、市において暫定支給決定の必要性があると判断した場合や本人・事業所等より暫定支給決定の希望があった場合は暫定支給決定を行う。

	利用変更前	利用変更後予定	説明	提出書類
1	サービスの 指定なし	就労移行支援 （養成施設）	当該養成施設においてあらかじめ選考試験等により対象者が選考されるため。	指定なし
2	当該事業所 （利用終了後、 6カ月以内）	当該事業所	就職等の理由により対象サービスを利用終了したが、6ヶ月以内に解雇等され、同一事業所の同一対象サービスを再度利用する場合（ただし、利用終了から利用再開までの間も	相談記録等の写し

			引き続き利用者への相談援助等の支援記録があり、事業所が利用者の状態を把握している場合に限る。)	
3	当該事業所	当該事業所	支給決定権者の変更のみのため。	指定なし
4	他サービス 当該多機能型事業所	当該サービス 当該多機能型事業所	多機能型事業所の場合、他サービスでのアセスメントにより、事前に本人の状況及び適性の把握が可能であるため。	アセスメント票の写し等
5	同一サービス 他事業所	同一サービス 当該事業所	暫定支給決定はサービス単位で行うこととし、当該事例の場合はすでに他事業所で暫定支給決定が行われているため。	指定なし
6	就労移行支援事業所	就労支援 A 型事業所	就労移行支援を経て、就労支援 A 型を利用することになった場合。 (ただし、就労移行事業所のアセスメントが事前に就労 A 型事業所に引き継がれている場合に限る。)	アセスメント票の写し等

(担当：福祉部障がい福祉課 審査給付係 電話 23-6853 FAX25-7650)